株式交換に関する事前開示書面
（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示書面）

2026 年 5 月 12 日

株式会社神戸製鋼所

2026年5月12日

株式交換に関する事前開示書面

神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　勝川　四志彦

当社は、2026年5月11日付で神鋼鋼線工業株式会社（以下「神鋼鋼線工業」といい、当社と総称して「両社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年9月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交換完全親会社、神鋼鋼線工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交換は、当社においては会社法第796条2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおりです。

2. 交換対価についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 本株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 神鋼鋼線工業は、2026年2月6日、同社の完全子会社である尾上ロープ加工株式会社との間で、尾上ロープ加工株式会社を吸収合併消滅会社、神鋼鋼線工業を吸収合

併存続会社とし、効力発生日を 2026 年 4 月 1 日とする吸収合併契約を締結しています。かかる吸収合併により、神鋼鋼線工業は、2026 年 4 月 1 日付けで、尾上ロープ加工株式会社が有する権利義務を承継しています。

② 神鋼鋼線工業は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、神鋼鋼線工業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

③ 神鋼鋼線工業は、2026 年 6 月 26 日開催の定時株主総会における決議に基づき、2026 年 6 月 29 日を効力発生日として、神鋼鋼線工業株式 1 株につき 40 円、配当総額 236,386,760 円の剰余金の配当を行う予定です。

④ 神鋼鋼線工業は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求により神鋼鋼線工業が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

・ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、日本高周波鋼業株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で効力発生日を 2026 年 2 月 2 日とする株式交換契約を締結いたしました。また、当社は、2025 年 5 月 12 日開催の取締役会において、かかる株式交換の効力発生等を条件として当社が大同特殊鋼株式会社に対して当社が保有する日本高周波鋼業株式会社の普通株式の全部を譲渡することを決議し、同日付で大同特殊鋼株式会社との間で株式譲渡契約を締結いたしました。かかる株式交換により、当社は、2026 年 2 月 2 日付けで、日本高周波鋼業株式会社を当社の完全子会社とするとともに、同日付で、当社が保有する日本高周波鋼業株式会社の普通株式の全部を大同特殊鋼株式会社に譲渡しています。

② 当社は、2026 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、神鋼鋼線工業を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

【別紙 1】株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社神戸製鋼所（以下「甲」という。）及び神鋼鋼線工業株式会社（以下「乙」という。）は、2026 年 5 月 11 日（以下「本契約締結日」という。）付けで、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本株式交換）

第１条　甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

（商号及び住所）

第２条　甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社神戸製鋼所

住所：兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目 2 番 4 号

乙（株式交換完全子会社）

商号：神鋼鋼線工業株式会社

住所：兵庫県尼崎市中浜町 10 番地 1

（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

第３条　甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、第 9 条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に、0.94 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

２　甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 0.94 株の割合をもって、前項の甲の普通株式を割り当てる。

３　前二項に従い甲が本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従ってこれを処理する。

（資本金及び準備金に関する事項）

第４条　本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0 円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額

(3) 利益準備金の額

0 円

（効力発生日）

第５条　本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026 年 9 月 1 日とする。ただし、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

（株式交換契約承認株主総会）

第６条　甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求めるものとする。

２　乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を求めるものとする。

（会社財産の管理等）

第７条　甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自らの業務執行並びに財産の管理及び運営を行い、且つ、それぞれの子会社をして行わせるものとし、本契約において別途定める行為を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に甲及び乙が協議し合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

（剰余金の配当等）

第８条　甲は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 40 円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

２　乙は、2026 年 3 月 31 日を基準日として、1 株当たり 40 円を限度として、剰余金の配当

を行うことができる。

3　甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当及び本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

（自己株式の消却）

第９条　乙は、本効力発生日の前日までになされる取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却するものとする。

（本契約の変更及び解除）

第 10 条　本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換に関する条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2　甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に是正することを催告の上、その期間内に是正がなされないときは、本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第 11 条　本契約は、(i)本効力発生日の前日までに本契約について第 6 条第 1 項ただし書に定める甲の株主総会の決議による承認（ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合に限る。）若しくは第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合、(ii)本効力発生日の前日までに本株式交換の実行に必要な国内外の法令に定める関係官庁の承認等（関係官庁に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は(iii)前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

（準拠法及び管轄裁判所）

第 12 条　本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。

2　本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第 13 条　本契約に定めのない事項その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、その解決を図るものとする。

（本頁以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月11日

甲：　兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号
株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長　勝川　四志彦

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 5 月 11 日

乙： 兵庫県尼崎市中浜町 10 番地 1
神鋼鋼線工業株式会社
代表取締役社長　北山　修二

【別紙 2】交換対価についての定めの相当性に関する事項
会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本株式交換における会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました。

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	神鋼鋼線工業 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.94
本株式交換により交付する株式数	当社株式：3,139,738株（予定）	

（注1） 株式の割当比率

神鋼鋼線工業の普通株式（以下「神鋼鋼線工業株式」といいます。）1 株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.94 株を割当交付します。ただし、基準時（以下に定義します。）において、当社が保有する神鋼鋼線工業株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意のうえ、変更することがあります。

（注2） 本株式交換により交付する当社株式の数等

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が神鋼鋼線工業の発行済株式（ただし、当社が保有する神鋼鋼線工業株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における神鋼鋼線工業の株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に対して、その保有する神鋼鋼線工業株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の当社株式を割当交付する予定です。

また、当社が交付する株式は、新たに発行する株式にて充当する予定です。

なお、神鋼鋼線工業は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する神鋼鋼線工業の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって神鋼鋼線工業が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

（注3） 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100 株未満の株式）を保有することとなる神鋼鋼線工業の株主の皆様については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項の規定及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式

を当社から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

（注4）1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1 株に満たない端数の当社株式の交付を受けることとなる神鋼鋼線工業の株主の皆様においては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関及び各種アドバイザーを選定しました。当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選定し、神鋼鋼線工業はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社経営共創基盤（以下「経営共創基盤」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選定し、本格的な検討を開始しました。

当社においては、下記「(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である野村證券から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言、当社が神鋼鋼線工業に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、神鋼鋼線工業においては、下記「(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、神鋼鋼線工業の第三者算定機関である経営共創基盤から 2026 年 5 月 8 日付で受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言、神鋼鋼線工業が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、当社からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び 2026 年 5 月 8 日付で受領した答申書（詳細については、下記「(5) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③ 神鋼鋼線工業における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、神鋼鋼線工業の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の

実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案したうえで、交渉・協議を重ねてきました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意のうえ変更することがあります。

(3)　算定に関する事項

①　算定機関の名称及び両社との関係

当社の第三者算定機関である野村證券は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しています。

神鋼鋼線工業の第三者算定機関である経営共創基盤は、両社の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、本株式交換に係る経営共創基盤の報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換契約の締結、株主総会の開催や完全子会社化等の完了を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

②　算定の概要

(i)　野村證券による算定

野村證券は、当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を採用して算定を行いました。

神鋼鋼線工業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月8日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しています。）を、同社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.69～0.79
類似会社比較法	0.18～0.35
DCF法	0.42～0.97

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性

についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。神鋼鋼線工業の財務予測その他将来に関する情報については、神鋼鋼線工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としています。野村證券の算定は 2026 年 5 月 8 日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券が DCF 法による算定の根拠とした神鋼鋼線工業の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。さらに、2031 年 3 月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれております。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としていません。

(ii) 経営共創基盤による算定

経営共創基盤は、当社については、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

神鋼鋼線工業については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を採用して算定を行いました。

各評価方法による当社株式の 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.69～0.80
DCF 法	0.57～1.35

市場株価法においては、当社については、2026 年 5 月 8 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を、神鋼鋼線工業については、2026 年 5 月 8 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直近 1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値（いずれも、当該期間において取引が行われなかった日を除きます。）を用いて株式価値を算定しております。

DCF 法においては、神鋼鋼線工業が作成した 2027 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）及び一般に公開された情報等の諸要素を前提として、神鋼鋼線工業が 2027 年 3 月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで株式価値を算定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、3.25%～4.25%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、外部環境等を総合的に勘案して永久成長率を-0.25%～0.25%としたうえで、継続価値を 14,326 百万円～

22,553 百万円と算定しております。

なお、経営共創基盤が DCF 法による神鋼鋼線工業株式の株式価値の算定の基礎とした本事業計画は、本株式交換の検討にあたって神鋼鋼線工業が作成したものです。当該財務予測の前提とする事業環境としては、国内における需要構造の変化や、インフラ整備・維持更新分野における需要の拡大、及び海外市場における需要動向等を想定しており、直近実績を基礎としつつ、中期的な収益見通し及び投資計画の合理的な予測が可能な期間として 5 か年の計画期間を採用しており、本事業計画の作成にあたり、当社による関与はありません。

本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれている事業年度が含まれております。具体的には、2027 年 3 月期において、前事業年度から翌期以降へずれ込んでいた受注案件の計上が当該事業年度において見込まれていること、並びに、海外輸出を含む成長領域の拡大により、営業利益が対前年度比較で+519 百万円、フリー・キャッシュ・フローが対前年度比較で+438 百万円となることが見込まれております。さらに、2031 年 3 月期において前年度までの施策に関連する設備投資の平準化を主因として、フリー・キャッシュ・フローについて対前年度比較で+405 百万円となることが見込まれております。

また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点で収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、加味されておらず、本事業計画及び財務予測、経営共創基盤による算定に織り込まれておりません。

（単位：百万円）

	2027 年 3 月期	2028 年 3 月期	2029 年 3 月期	2030 年 3 月期	2031 年 3 月期
売上高	36,798	36,795	36,036	36,046	35,925
営業利益	1,172	1,379	1,023	1,117	1,125
EBITDA	2,268	2,501	2,178	2,267	2,298
フリー・キャッシュ・フロー	697	660	817	658	1,063

経営共創基盤の算定は、算定基準日までに経営共創基盤が入手した情報及び経済条件を反映したものです。本事業計画及び財務予測その他将来に関する情報については、神鋼鋼線工業の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、経営共創基盤の算定は、神鋼鋼線工業の取締役会及び本特別委員会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

経営共創基盤は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び神鋼鋼線工業から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。また、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で経営共創基盤に対して未公開の事実はないことを前提としております。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び

負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定は行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

(4)　上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026 年 9 月 1 日を予定）をもって、神鋼鋼線工業は当社の完全子会社となり、神鋼鋼線工業は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026 年 8 月 28 日で上場廃止（最終売買日は 2026 年 8 月 27 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

神鋼鋼線工業が上場廃止となった後も、本株式交換により神鋼鋼線工業の株主の皆様に割り当てられる当社株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も金融商品取引市場での取引が可能であることから、本株式交換により当社の単元株式数である 100 株以上の当社株式の割当てを受ける神鋼鋼線工業の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えています。

他方、本株式交換により、当社株式の単元株式数である 100 株に満たない当社株式の割当てを受ける神鋼鋼線工業の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、当社に対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元となる数の株式を当社から買い増すことも可能です。詳細については上記「(1)　本株式交換に係る割当ての内容」（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「(1)　本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、神鋼鋼線工業の株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 8 月 27 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する神鋼鋼線工業株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(5)　公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

両社は、当社が既に神鋼鋼線工業株式 2,569,522 株（2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式数（5,912,999 株）から神鋼鋼線工業の自己株式数（3,330 株）を控除した株式数（5,909,669 株）に占める割合にて 43.48%）を保有し、神鋼鋼線工業が当社の連結子会社に該当すること、並びに神鋼鋼線工業において当社の従業員を兼務する取締役及び当社出身の取締役が存在することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

①　両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換に用いられる株式交換比率に関する意思決定にあたって公正性を期すため、当社は、両社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、2026 年 5 月 8 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得し、また、神鋼鋼線工業は、両社から独立した第三者算定機関である経営共創基盤を選定し、2026 年 5 月 9 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得しました。

各算定書の概要は上記「(3)　算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも各第三者算定機関から、本株式交換比率が当社又は神鋼鋼線工業の株主の皆様にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、西村あさひは、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、神鋼鋼線工業は、本株式交換に関するリーガル・アドバイザーとして、TMI 総合法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ています。なお、TMI 総合法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。また、本特別委員会は、2026 年 2 月 12 日開催の第 1 回特別委員会において、TMI 総合法律事務所の独立性に問題がないことを確認したうえで、神鋼鋼線工業のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しています。

③ 神鋼鋼線工業における独立性を有する特別委員会への諮問及び特別委員会からの答申書の取得

（ⅰ）諮問等の経緯

神鋼鋼線工業は、2026 年 2 月 2 日、当社からの本株式交換に係る意向表明を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、同社として本株式交換について検討し、また、神鋼鋼線工業取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するにあたって、本株式交換に係る神鋼鋼線工業の意思決定に慎重を期し、また、神鋼鋼線工業取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、同社取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものであるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026 年 2 月 6 日開催の取締役会決議により、服部泰宏氏（神鋼鋼線工業社外取締役兼独立役員　神戸大学大学院教授）、平松亜矢子氏（神鋼鋼線工業社外取締役兼独立役員　弁護士）及び土居正明氏（神鋼鋼線工業社外監査役兼独立役員　公認会計士）の 3 名により構成される本特別委員会を本株式交換に係る諮問機関と位置付け、本特別委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換は神鋼鋼線工業の企業価値の向上に資するかを含む。）に関する事項、(b) 本株式交換の取引条件の公正性（買収対価の水準、買収の方法、買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。）に関する事項、(c) 本株式交換の手続の公正性（取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。）に関する事項、(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、本株式交換が一般株主にとって公正であるか否か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を神鋼鋼線工業取締役会に提出することを委嘱しました。上記決議にあたっては、神鋼鋼線工業の取締役 8 名のうち、当社の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられた生治理仁氏を除く神鋼鋼線工業の全ての取締役（7 名）の全員一致により上記決議を行っております。

また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として服部泰宏氏が選定されました。

なお、本特別委員会の各委員の報酬は、特別委員はいずれも神鋼鋼線工業の社外取締役及び社外監査役であり、その職責に委員としての職務も含まれると考えられることから、社外取締役及び社外監査役の報酬に含まれるものとされており、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

（ⅱ）検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月12日から2026年5月8日までに、合計13回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、神鋼鋼線工業が選任したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所及びファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である経営共創基盤について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。

そのうえで、両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、神鋼鋼線工業からは、本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、神鋼鋼線工業の第三者算定機関である経営共創基盤から、神鋼鋼線工業株式の株式価値の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、神鋼鋼線工業のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、本株式交換に係る神鋼鋼線工業の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けたうえで、当社から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、神鋼鋼線工業に意見するなどして、当社との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが神鋼鋼線工業の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月8日付で、委員全員の一致で、神鋼鋼線工業の取締役会に対して提出しております。当該答申書の内容については、当社及び神鋼鋼線工業が2026年5月11日に公表した「株式会社神戸製鋼所による神鋼鋼線工業株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」の別添資料である2026年5月8日付「答申書」をご参照ください。

④　神鋼鋼線工業における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催の神鋼鋼線工業の取締役会においては、神鋼鋼線工業の取締役7名のうち、一身上の都合により欠席した服部泰宏氏を除く6名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、服部泰宏氏は、一身上の都合により当該取締役会を欠席しましたが、同氏は本特別委員会全13回のうち12回に出席して議論に参加しており、かつ、当該取締役会に先立ち、同氏から上記決議を行うことに賛成する旨の意見を確認しています。また、生治理仁氏は2026年3月31日付けで神鋼鋼線工業の取締役を辞任しております。

なお、北山修二氏は2023年3月頃まで、森啓之氏は2021年3月頃まで、吉田裕彦氏

は 2012 年 3 月頃まで、渡部英樹氏は 2021 年 4 月頃まで、当社に在籍しておりましたが、いずれも神鋼鋼線工業への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における神鋼鋼線工業の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、神鋼鋼線工業取締役会の審議及び決議に参加しております。

また、上記の取締役会においては、神鋼鋼線工業の監査役 4 名全員が出席し、いずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、西川幸広氏は 2024 年 5 月頃まで、田中和幸氏は 2014 年 3 月頃まで、当社に在籍しておりましたが、いずれも神鋼鋼線工業への転籍から相当の期間が経過しており、本株式交換における神鋼鋼線工業の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断したことから、神鋼鋼線工業取締役会の審議に参加しております。

⑤ 神鋼鋼線工業における独立した検討体制の構築

神鋼鋼線工業は、当社から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を神鋼鋼線工業の社内に構築いたしました。具体的には、神鋼鋼線工業は、2026 年 2 月 2 日に、当社より意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（神鋼鋼線工業株式の価値算定の基礎となる本事業計画の作成を含みます。）並びに当社との協議及び交渉を行うプロジェクトチームを検討の上、設置し、そのメンバーは当社の役職員を兼職していない神鋼鋼線工業の役職員により構成されるものとし、また、当社の従業員を兼務しており本株式交換と利害関係を有すると考えられる神鋼鋼線工業の取締役であった生治理仁氏は本株式交換に関する検討・協議・交渉には一切参加しないこととし、かかる取扱いを継続しておりましたが、2026 年 3 月 31 日付けで神鋼鋼線工業の取締役を辞任いたしました。なお、生治理仁氏は、神鋼鋼線工業の取締役を辞任した以降においても、神鋼鋼線工業の役職員でないため、本株式交換に関する検討・協議・交渉に関与しておりません。

これらの取扱いを含めて、神鋼鋼線工業の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、TMI 総合法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、神鋼鋼線工業が当社以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が神鋼鋼線工業との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための神鋼鋼線工業の定時株主総会は、本株式交換契約の締結が公表されてから約 1 ヶ月超後である 2026 年 6 月 26 日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、神鋼鋼線工業は、積極的なマーケット・チェックまでは行っていませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、神鋼鋼線工業の支配株主である当社による完全子会社化取引であり、積極的なマーケット・チェックを行ったとしても第三者から真摯な対抗提案がされることは考えにくいこと、及び上記①乃至⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではありません。

2. 交換対価として当社の株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。

当社株式は東京証券取引所プライム市場において取引されており、本株式交換後も同市場において取引機会が確保されていることから、上記の選択は適切であると判断しております。

3. 本株式交換により増加する株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項の定めの相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。以下の資本金及び準備金の額は、会社計算規則及び公正な会計基準等に基づくものであり、また、当社の資本政策にも合致するものであることから、相当であると判断しております。

資 本 金 の 額： 0円
資本準備金の額： 会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途適当に定める金額
利益準備金の額 0円

【別紙 3】株式交換完全子会社である神鋼鋼線工業の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

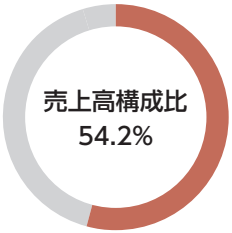
売上高	330億74百万円	（前期比12億19百万円減）
営業利益	6億53百万円	（前期比5億13百万円減）
経常利益	6億60百万円	（前期比5億75百万円減）
親会社株主に帰属する当期純利益	11億20百万円	（前期比86百万円増）

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、中東情勢の影響、米国の通商政策動向などに注意が必要となっております。当社グループを取り巻く需要環境においても、国際情勢をめぐる地政学リスクの継続、人件費をはじめとした諸コストの上昇、米国の通商政策動向等、不透明な状況が継続しております。

このような状況の中、当社グループでは、諸コストの上昇に対する販売価格改定、高付加価値製品の販売拡大、徹底したコスト削減等に努めましたが、厳しい事業環境の継続による販売数量の減少や諸コストの上昇に加えて、当期は前期水準の在庫評価影響が発生しなかったこと等により、当期における当社グループの連結業績は、売上高は330億74百万円と前期に比べ12億19百万円の減収、営業利益、経常利益はそれぞれ6億53百万円（前期比5億13百万円の減益）、6億60百万円（前期比5億75百万円の減益）となりました。一方で、政策保有株式の売却や、2024年4月に発生したロープ製造所（尾上地区）におけるひょう被害による損害に係る受取保険金等を特別利益として計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は11億20百万円（前期比86百万円の増益）となりました。

当連結会計年度のセグメント毎の経営成績は次のとおりです。

特殊鋼線関連事業



売上高	179億13百万円 （前期比1億30百万円減）
営業利益	2億83百万円 （前期比2億1百万円減）

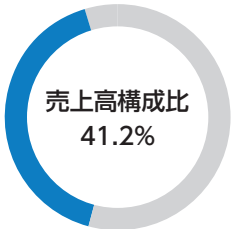
ＰＣ関連製品では、主力の土木橋梁分野において、新設案件および補修補強案件の双方の発注が減少する厳しい事業環境の継続に加え、民間建築分野においても、住宅着工件数の減少や、労働力不足や諸コストの上昇等に伴う工事遅れの影響等により、販売数量は前期に比べ減少しました。

ばね・特殊線関連製品では、主力の自動車分野における販売数量は、中国での日系自動車メーカーの販売不振影響等により、前期に比べ減少しました。また、プリンター分野においても、プリンターメーカーの欧州向け販売減少および在庫調整の影響等により、前期に比べ減少しました。

その結果、特殊鋼線関連事業全体の販売数量は前期に比べ減少し、売上高は179億13百万円と前期に比べ1億30百万円の減収となり、営業利益は2億83百万円（前期比2億1百万円の減益）となりました。



鋼索関連事業

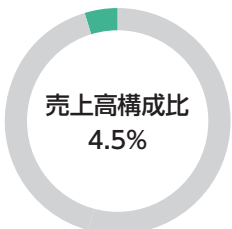


売上高	136億26百万円 （前期比3億9百万円減）
営業利益	4億80百万円 （前期比69百万円減）

鋼索関連事業では、各業界の労働力不足や諸コストの上昇影響等により、需要は依然として低水準で推移しており、販売数量は前期に比べ減少しました。その結果、売上高は136億26百万円と前期に比べ3億9百万円の減収となり、営業利益は4億80百万円（前期比69百万円の減益）となりました。



エンジニアリング関連事業



売上高	14億72百万円 （前期比7億78百万円減）
営業損失	1億61百万円 （前期は81百万円の利益）

エンジニアリング関連事業では、公共工事の発注減少や工事・メンテナンス分野、建築分野における予算不足起因での施工遅れ影響等により、売上高は14億72百万円と前期に比べ7億78百万円の減収となり、営業損失は1億61百万円（前期は81百万円の利益）となりました。

その他

不動産関連事業の売上高、営業利益はそれぞれ61百万円、51百万円と前期並みとなりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、国際情勢をめぐる地政学リスクの継続、人件費をはじめとした諸コストの上昇、米国の通商政策動向等、不透明な状況が継続すると想定しております。このような状況の中、当社グループは、神鋼鋼線ミッション “社会が前に進むために「なくてはならない価値」を提供し続ける” の実現に向けて、「Next Innovation 2026」で掲げた “環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築”という基本方針のもと、サステナビリティ経営の実践による社会貢献および事業成長の両立と、安定収益基盤の確立を目指しております。

現中期経営計画では、最終年度における目標としてROIC5%以上、経常利益21億円以上を掲げておりましたが、想定を上回る諸コストの上昇や、一部事業における需要回復の遅れ等の影響により、これらの数値目標については計画からの下方修正を想定せざるを得ない状況にあります。

一方で、“環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築”という中期経営計画の方向性そのものに変更はありません。各事業セグメントにおいて、収益性改善、生産性向上、高付加価値製品の拡大、新分野・新市場の開拓等の施策を着実に推進することで、将来の成長に向けた企業基盤の強化に引き続き取り組んでまいります。

<特殊鋼線関連事業>
- 価格転嫁や生産性向上による収益改善
- 市場ニーズにマッチした製品提供の強化
- 新エネルギー分野を始めとした新分野の市場開拓と新事業育成

<鋼索関連事業>
- 価格転嫁や生産管理見直しによる安定収益基盤の構築
- 高付加価値製品と輸出販売拡大
- 新エネルギー分野向け製品、長寿命・メンテナンスフリー製品等のサステナビリティ貢献製品の開発と市場開拓

<エンジニアリング関連事業>
・ 大型新設橋梁案件の供給体制確立
・ 防災・減災と強靭化向けを始めとしたサステナビリティ貢献製品・サービスの拡大
・ 価格転嫁による収益改善

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資は13億30百万円で、主に生産設備の更新工事等であります。

(4) 資金調達の状況

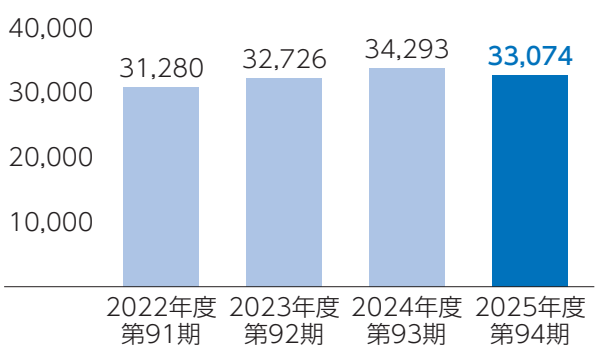
当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関等より長期借入金として23億円の調達を実施しております。

(5) 財産および損益の状況

区分	2022年度 第91期	2023年度 第92期	2024年度 第93期	2025年度 第94期(当期)
売上高(百万円)	31,280	32,726	34,293	33,074
経常利益(百万円)	1,044	1,066	1,235	660
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	832	906	1,034	1,120
1株当たり当期純利益	140円87銭	153円32銭	175円04銭	189円64銭
総資産(百万円)	42,006	43,197	44,081	44,582
純資産(百万円)	21,713	22,831	24,022	25,386

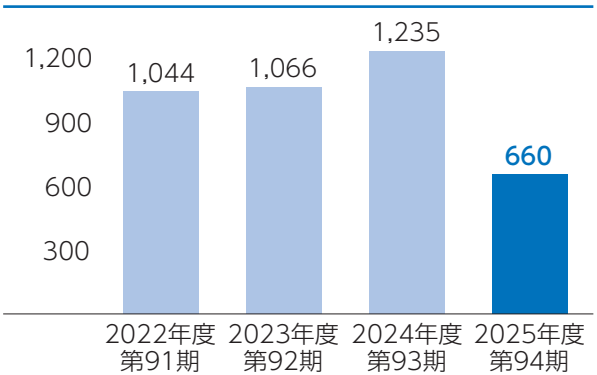
売上高

(百万円)



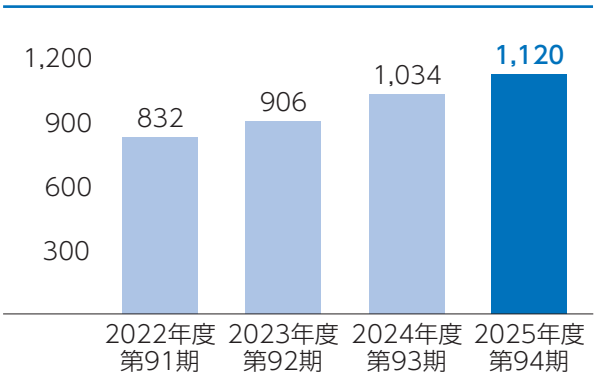
経常利益

(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を43.47%所有しており、また当社の取締役会に占める同社出身取締役の員数が過半数であります。

同社から製品の主要原材料である線材を商社を通して購入しており、取引条件については市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、これらの取引条件を把握し、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また同社からは取締役１名が就任しております。

②重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神鋼鋼線ステンレス株式会社	99	100.0	線材製品の製造
コウセンサービス株式会社	99	100.0	線材製品の部品等の製造および設備保全
尾上ロープ加工株式会社	10	100.0	線材製品の加工
株式会社ケーブルテック	10	100.0	線材製品の加工
テザックエンジニアリング株式会社	10	100.0	線材製品の加工
神鋼名神ロジスティクス株式会社	10	100.0	線材製品の運送、線材製品等の梱包包装請負
ファイベックス株式会社	10	100.0	アラミド繊維製品の製造・販売
	千元		
神鋼鋼線（広州）販売有限公司	5,000	100.0	線材製品の販売

（注）１．当社の連結子会社は上記の8社であり、持分法適用会社は1社であります。
２．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分		事業内容
特殊鋼線関連事業	ＰＣ関連製品	ＰＣ鋼線、ＰＣ鋼より線、ケーブル加工製品、これらに付随する部材および機器などの製造および販売
	ばね・特殊線関連製品	ばね用鋼線、めっき鋼線、ステンレス鋼線、特殊金属線などの製造および販売
鋼索関連事業		一般ロープ、特殊ロープ、鋼より線、ステンレスロープなどの製造および販売
エンジニアリング関連事業		架設・緊張用部材および機器、線材３次加工製品などの製造および販売
その他		不動産の賃貸等

(8) 主要な営業所および工場

本社	兵庫県尼崎市
支店	東京（品川区）、大阪（大阪府）、九州（福岡県）
営業所	名古屋（愛知県）、札幌（北海道）
工場	尼崎（兵庫県）、尾上（兵庫県）、二色浜（大阪府）
子会社	神鋼鋼線ステンレス㈱（大阪府）、コウセンサービス㈱（兵庫県）、 尾上ロープ加工㈱（兵庫県）、㈱ケーブルテック（兵庫県）、 テザックエンジニアリング㈱（大阪府）、神鋼名神ロジスティクス㈱（兵庫県）、 ファイベックス㈱（東京都）、神鋼鋼線（広州）販売有限公司（中華人民共和国）

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数
特殊鋼線関連事業	403名
鋼索関連事業	395名
エンジニアリング関連事業	43名
全社共通	86名
合計	927名

(注) 1．従業員数は就業人員数であります。
2．不動産関連事業には専従の従業員はおりません。
3．全社共通として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない、管理部門に所属しているものであります。
4．前期末従業員数（899名）に対し、28名増加しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,165
株式会社三菱UFJ銀行	2,230
株式会社三井住友銀行	1,783
株式会社りそな銀行	600

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　8,800,000株

（2）発行済株式の総数　5,912,999株

（3）株主数　3,574名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社神戸製鋼所	2,569,522株	43.48%
神鋼鋼線取引先持株会	274,145	4.64
神鋼鋼線従業員持株会	196,247	3.32
株式会社みずほ銀行	151,271	2.56
日本生命保険相互会社	115,296	1.95
神鋼商事株式会社	100,000	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	100,000	1.69
三井物産スチール株式会社	78,400	1.33
みずほ信託銀行株式会社	78,400	1.33
丸山三千夫	75,000	1.27

（注）1．上記のほか当社所有の自己株式3,330株があります。
2．持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況（2026年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北　山　修　二	
代表取締役 専務執行役員	森　　啓　之	社長補佐、生産本部長兼ならびに技術総括･ＤＸ推進部の統括ならびに新事業企画開発部の担当ならびにグループ品質管理の担当
取締役 常務執行役員	吉　田　裕　彦	総務本部長兼同企画部長ならびに関係会社の統括ならびにグループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当
取締役 常務執行役員	渡　部　英　樹	営業本部長兼同ばね特線事業部長ならびに神鋼鋼線（広州）販売有限公司董事長ならびに大阪支店長ならびに九州支店、営業所の担当
取締役 執行役員	山　本　直　樹	営業本部副本部長兼同ＰＣ鋼線事業部長ならびに東京支店長ならびに㈱ケーブルテック代表取締役社長
取締役	生　治　理　仁	株式会社神戸製鋼所鉄鋼アルミ事業部門企画管理部[神戸]
取締役	服　部　泰　宏	神戸大学大学院経営学研究科教授
取締役	平　松　亜矢子	共栄法律事務所弁護士、生駒市監査委員、株式会社テクノスマート社外取締役（監査等委員）、株式会社ＯＤＫソリューションズ社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	石　川　敬　士	
常勤監査役	西　川　幸　広	
監査役	田　中　和　幸	株式会社池田泉州銀行社外取締役（監査等委員）
監査役	土　居　正　明	日本ケミコン株式会社社外監査役

（注）１．当期中の取締役の異動
取締役　田中崇公氏は2025年6月26日開催の第93回定時株主総会終結の時に任期満了により退任いたしました。
平松亜矢子氏は同総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
取締役　生治理仁氏は2026年3月31日をもって辞任いたしました。

2．取締役　服部泰宏、平松亜矢子の両氏は、社外取締役であります。
なお、当社は服部泰宏、平松亜矢子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3．監査役　田中和幸、土居正明の両氏は社外監査役であります。
なお、当社は土居正明氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4．2026年4月1日で次のとおり異動がありました。

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	吉田裕彦	総務本部長ならびに関係会社の統括ならびにグループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当
取締役 常務執行役員	山本直樹	営業本部副本部長兼同PC鋼線事業部長ならびに東京支店長ならびに㈱ケーブルテック代表取締役社長

5．当社は取締役の監督機能の強化および業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2026年4月1日現在の執行役員は以下のとおりです。

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	岡崎達也	テザックエンジニアリング㈱代表取締役社長
常務執行役員	須堯正二	生産本部副本部長兼同ロープ製造所長ならびに生産統括部の担当
常務執行役員	神保鉄男	生産本部副本部長兼同尼崎事業所長ならびに全社安全衛生・環境防災の担当ならびに神鋼名神ロジスティクス㈱代表取締役社長
執行役員	森下健一	営業本部エンジニアリング事業部長ならびにコウセンサービス㈱代表取締役社長
執行役員	寺本昌嗣	営業本部ロープ事業部長
執行役員	三枝　功	総務本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していると判断しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業務執行取締役報酬および業績報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、各々の果たす役割等を考慮して個別に決定することとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月額の個別報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて決定するものとする。

・業務執行取締役報酬の内容、その額または算定の決定、および付与の時期または条件の決定に関する方針

業務執行取締役報酬は、企業価値の最大化に向けた意欲を高めることを意識し、すべての役位に対して一律の額に定め、毎月の基本報酬と併せて支給するものとする。

・業績報酬の内容、その額または算定の決定、および付与の時期または条件の決定に関する方針

業績報酬は、事業年度ごとに業績向上に対する意識を高める業績指標に応じて算出された額を業績報酬として、毎月の基本報酬と併せて支給するものとする。

・基本報酬、業務執行取締役報酬および業績報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績報酬はあらかじめ金額を定めることはできないため、当社では割合を定めないものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役報酬総額を2007年6月26日の株主総会で決議しており、その範囲内において、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、役員報酬内規に基づき、各取締役の基本報酬、業務執行取締役報酬および各事業年度の業績に連動した業績報酬を決定するものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額		摘　要
			基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	159百万円 (9百万円)	145百万円 (9百万円)	13百万円	左記の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	45百万円 (9百万円)	45百万円 (9百万円)		
合計 (うち社外役員)	13名 (5名)	204百万円 (19百万円)	191百万円 (19百万円)	13百万円	

(注) 1．上記支給人員および報酬等の総額には、2025年６月25日開催の第93回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2．業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、また当該業績指標を選定した理由は、営業活動の全般の利益を表し、最重要な利益のひとつとして捉えているからであります。当社の業績連動報酬は、役位別の基本報酬額に対して業績指標から算出した業績係数を乗じたもので算定されております。なお、上記業績連動報酬の額は、前期連結経常利益1,235百万円に基づき算出しております。
3．取締役の金銭報酬の額は2007年6月26日の株主総会において取締役報酬総額（月額）25百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
4．監査役の金銭報酬の額は2007年6月26日の株主総会において監査役報酬総額（月額）４百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。
5．当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役北山修二が取締役の個人別の報酬額を当社の役員報酬内規に基づき決定しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう当社役員報酬内規を定めており、当該役員報酬内規に基づき取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役　平松亜矢子氏は、共栄法律事務所弁護士、生駒市監査委員、株式会社テクノスマート社外取締役（監査等委員）、株式会社ＯＤＫソリューションズ社外取締役（監査等委員）であります。なお、各社と当社との間に特別な関係はありません。

・監査役　田中和幸氏は、株式会社池田泉州銀行社外取締役（監査等委員）であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。

・監査役　土居正明氏は、日本ケミコン株式会社社外監査役であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。

②当該事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況および社外役員が期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	服部　泰宏	当事業年度に開催の取締役会15回のうち14回に出席し、経営系大学院教授としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用な発言を適宜行っております。
取　締　役	平松　亜矢子	2025年6月26日就任後の当事業年度に開催の取締役会11回すべてに出席し、弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用な発言を適宜行っております。
監　査　役	田中　和幸	当事業年度に開催の取締役会15回のうち13回に出席し、法務分野に精通したその専門的見地と事業会社の取締役を務められた経験を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会15回のうち13回に出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。
監　査　役	土居　正明	当事業年度に開催の取締役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門知識と事業会社の監査役を務められた経験を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会15回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	45百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

（注）1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、上記の金額に同意いたしました。
3．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5．会社の体制および方針

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守および企業として実践すべき普遍的な考え方を定めた「神鋼鋼線工業行動指針」、ならびに日々の業務活動の中での行動基準となる「コンプライアンス綱領」を制定し、また取締役会の独立諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置、さらに内部通報制度として外部の弁護士およびコンプライアンス推進室を受付窓口としてコンプライアンス体制を整備するとともに、取締役・執行役員および従業員の職務の執行状況の適法性について、内部監査部門である監査室が適宜監査を実施する。

②財務報告の適正性確保のための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令および「文書取扱規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」によって、管理体制、管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理する。また、リスク管理の状況については、定期的にモニタリングを実施する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年6月から新たに執行役員制度を導入している。

2）「職制規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、また担当業務を明確に定めた上、それに基づいて取締役および執行役員は職務の執行を行う。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」によって、子会社の経営管理上の重要事項の処理については、当社の承認を必要とし、また子会社の経営内容を的確に把握するために当社への報告を必要とする事項を定め、さらに定期的に子会社の業況報告会等を実施する。

また、子会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理・監督する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室に監査役会の事務局の業務を併せて担当させ、監査役の職務を補助する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の人事に関しては、事前に監査役または監査役会に報告の上、意見を求める。

⑨第７号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行う。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役・執行役員および使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑩取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、決裁事項を始め、業務執行に係る重要事項、監査室が実施する内部監査の結果等の報告を適宜行う。

加えて、子会社の状況については、必要に応じて、子会社の取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行う。また、監査室は、監査役会または監査役に対して子会社のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行う。

また監査役は、いつでも取締役・執行役員および従業員等に対して必要な資料の提出または報告を求めることができる。

⑪前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム相談窓口」に報告された内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、社内に報告を行った者が不利な取扱いを受けないことをコンプライアンス綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会を始め重要な社内会議に出席し、取締役等の執行状況を十分に監視するとともに、決裁書類およびその他重要書類の閲覧を行う。また、監査役会は「監査役監査の方針および計画」を毎年、取締役全員に説明する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保する体制の運用の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役の職務執行について

主な会議の開催状況として、取締役会を15回開催し、取締役の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役が取締役会に出席した。また、執行役員制度を導入しており、執行役員会を14回開催し、経営執行に関わる重要事項を審議した。

②監査役の責務について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役会を原則月１回開催して情報共有を行っており、当期については15回開催した。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けている。さらに、取締役会等の重要な会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っている。

また、監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の代表取締役、取締役ならびに会計監査人との定期的な意見交換により、経営の健全化に努めている。

③コンプライアンスについて

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を2回開催し、法令・社内規程の遵守状況等に関し主管部署から報告を受けた。また、階層別研修やe-ラーニングの実施などコンプライアンス推進活動を実施した。

④子会社の管理体制について

子会社の経営管理上の重要事項については、当社の取締役会等で審議のうえ決定している。また子会社の経営内容については、定期的に子会社の業況報告会等を実施し、子会社から報告を受けている。

また、当社は、子会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営の管理・監督を行っている。

(注)　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表（2026年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**24,138**	**流動負債**	**10,494**
現金及び預金	2,803	支払手形及び買掛金	2,500
受取手形	87	短期借入金	5,504
売掛金	4,451	リース債務	1
電子記録債権	4,260	未払金	319
商品及び製品	4,998	未払費用	1,110
仕掛品	4,297	未払法人税等	164
原材料及び貯蔵品	2,439	未払事業所税	48
その他	801	契約負債	18
貸倒引当金	△0	賞与引当金	613
		災害損失引当金	9
固定資産	**20,444**	その他	203
有形固定資産	**14,506**	**固定負債**	**8,701**
建物及び構築物	2,815	長期借入金	4,772
機械装置及び運搬具	5,340	リース債務	6
工具、器具及び備品	103	退職給付に係る負債	3,757
土地	5,904	環境対策引当金	10
リース資産	7	資産除去債務	115
建設仮勘定	335	その他	39
無形固定資産	**268**	**負債合計**	**19,195**
ソフトウェア	261	（純資産の部）	
その他	6	**株主資本**	**22,459**
投資その他の資産	**5,668**	資本金	8,062
投資有価証券	1,766	資本剰余金	8,164
繰延税金資産	271	利益剰余金	6,236
退職給付に係る資産	3,458	自己株式	△4
その他	197	**その他の包括利益累計額**	**2,926**
貸倒引当金	△25	その他有価証券評価差額金	550
		為替換算調整勘定	229
		退職給付に係る調整累計額	2,146
		純資産合計	**25,386**
資産合計	**44,582**	**負債及び純資産合計**	**44,582**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

連結損益計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		33,074
売上原価		27,365
売上総利益		5,708
販売費及び一般管理費		5,054
営業利益		653
営業外収益		
受取利息及び配当金	113	
持分法による投資利益	52	
その他	63	229
営業外費用		
支払利息	115	
その他	107	223
経常利益		**660**
特別利益		
投資有価証券売却益	346	
負ののれん発生益	353	
災害損失引当金戻入益	43	
受取保険金	214	959
特別損失		
段階取得に係る差損	203	203
税金等調整前当期純利益		**1,415**
法人税、住民税及び事業税	263	
法人税等調整額	31	295
当期純利益		1,120
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,120**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

連結株主資本等変動計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,062	8,164	5,440	△3	21,664
当期変動額					
剰余金の配当			△325		△325
親会社株主に帰属する当期純利益			1,120		1,120
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	795	△0	795
当期末残高	8,062	8,164	6,236	△4	22,459

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	471	207	1,678	2,357	24,022
当期変動額					
剰余金の配当					△325
親会社株主に帰属する当期純利益					1,120
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	79	21	468	569	569
当期変動額合計	79	21	468	569	1,364
当期末残高	550	229	2,146	2,926	25,386

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　8社

神鋼鋼線ステンレス㈱、コウセンサービス㈱、尾上ロープ加工㈱、㈱ケーブルテック、テザックエンジニアリング㈱、神鋼名神ロジスティクス㈱、ファイベックス㈱、神鋼鋼線（広州）販売有限公司の８社を連結しています。当連結会計年度より、持分法適用関連会社でありましたファイベックス㈱は株式の追加取得により、連結の範囲に含めております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

ありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数　　1社

神鋼新碩弾簧鋼線(佛山)有限公司については持分法を適用しています。当連結会計年度より、持分法適用会社でありましたファイベックス㈱は株式の追加取得により連結の範囲に含めたため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、神鋼鋼線（広州）販売有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
棚卸資産	通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング事業の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用について、当連結会計年度末における見積額を計上しています。
災害損失引当金	災害による原状回復費用等について、当連結会計年度末における見積り額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

①特殊鋼線関連事業

ＰＣ関連製品、ばね・特殊線関連製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

②鋼索関連事業

ワイヤロープ製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

③エンジニアリング事業

架設・緊張用部材及び機器、線材三次加工製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、顧客の検収時点が下記の4つの要件を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

(1) 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
(2) 当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていること
(3) 当該製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
(4) 当該製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

通常、履行義務の充足から概ね３ケ月程度で回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理によっており、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(会計上の見積りに関する注記)
当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)
1．有形固定資産の減価償却累計額　37,416百万円

(連結損益計算書に関する注記)
1．負ののれん発生益、段階取得に係る差損
当社は持分法適用関連会社であるファイベックス㈱について株式を追加取得し2025年４月１日に完全子会社化いたしました。
この子会社化に伴い、負ののれん発生益、段階取得による差損を計上しております。

2．受取保険金
2024年４月16日に発生いたしましたロープ製造所（尾上地区）におけるひょう被害による損害に係る保険金を2025年12月１日に受け取っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)
1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式　5,912,999株
2．配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年６月26日 定時株主総会	普通株式	177百万円	30円	2025年 ３月31日	2025年 ６月27日
2025年11月10日 取締役会	普通株式	147百万円	25円	2025年 ９月30日	2025年 12月８日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

①	配当金の総額	236百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たりの配当額	40円
④	基準日	2026年３月31日
⑤	効力発生日	2026年６月29日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っています。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,161	1,161	－
(2) 長期借入金	(6,531)	(6,301)	△230

(＊) 負債に計上されているものについては、( ) で示しています。

(注１)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注２)「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(注３) 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額168百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額436百万円）は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(注４) 長期借入金は１年以内に返済予定の1,758百万円を含んでいます。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（1）投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,161	－	－	1,161
資産計	1,161	－	－	1,161

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（1）長期借入金	－	6,253	－	6,253
負債計	－	6,253	－	6,253

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

―	特殊鋼線関連事業	鋼索関連事業	エンジニアリング関連事業	計	その他(注１)	合計
日本	15,232	11,174	1,472	27,879	―	27,879
アジア	2,466	2,353	―	4,820	―	4,820
北米	208	68	―	276	―	276
その他	5	29	―	35	―	35
顧客との契約から生じる収益	17,913	13,626	1,472	33,012	―	33,012
その他の収益	―	―	―	―	61	61
外部顧客への売上高	17,913	13,626	1,472	33,012	61	33,074

(注１)「その他」の区分は、不動産関連事業であります。

(注２) 地域別に分解した情報は、顧客の所在地を基礎として分解しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、76百万円です。

4．残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、主としてエンジニアリング事業における製品の販売に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
１年以内	1,038
１年超	702
合計	1,741

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	4,295円81銭
２．１株当たり当期純利益	189円64銭

貸借対照表（2026年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**23,758**	**流動負債**	**10,088**
現金及び預金	1,986	買掛金	2,436
受取手形	35	短期借入金	5,498
電子記録債権	4,120	リース債務	1
売掛金	4,095	未払金	239
製品	4,891	未払費用	1,107
原材料	1,416	未払法人税等	142
仕掛品	4,228	未払事業所税	45
貯蔵品	732	契約負債	18
短期貸付金	1,330	預り金	48
その他	977	賞与引当金	531
貸倒引当金	△56	災害損失引当金	9
		その他	8
固定資産	**19,736**	**固定負債**	**10,267**
有形固定資産	**14,013**	長期借入金	4,772
建物	2,402	リース債務	6
構築物	172	資産除去債務	111
機械装置	5,250	退職給付引当金	5,326
車輌運搬具	17	環境対策引当金	10
工具器具備品	92	その他	39
土地	5,739	**負債合計**	**20,355**
リース資産	7	（純資産の部）	
建設仮勘定	330	**株主資本**	**22,588**
無形固定資産	**267**	**資本金**	**8,062**
ソフトウェア	261	**資本剰余金**	**7,842**
その他	6	資本準備金	2,015
投資その他の資産	**5,455**	その他資本剰余金	5,826
投資有価証券	1,330	**利益剰余金**	**6,687**
関係会社株式及び出資金	827	その他利益剰余金	6,687
繰延税金資産	1,226	圧縮記帳積立金	15
前払年金費用	1,913	繰越利益剰余金	6,671
その他	182	**自己株式**	**△4**
貸倒引当金	△25	**評価・換算差額等**	**550**
		その他有価証券評価差額金	550
		純資産合計	**23,139**
資産合計	**43,494**	**負債及び純資産合計**	**43,494**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

損益計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		31,226
売上原価		26,018
売上総利益		5,207
販売費及び一般管理費		4,598
営業利益		609
営業外収益		
受取利息及び配当金	246	
その他	77	324
営業外費用		
支払利息	115	
貸倒引当金繰入額	21	
その他	255	393
経常利益		**540**
特別利益		
投資有価証券売却益	346	
災害損失引当金戻入益	43	
受取保険金	214	605
税引前当期純利益		**1,145**
法人税、住民税及び事業税	201	
法人税等調整額	35	236
当期純利益		**909**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

株主資本等変動計算書（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,062	2,015	5,826	7,842	20	6,082	6,103	△3	22,004
当期変動額									
剰余金の配当						△325	△325		△325
当期純利益						909	909		909
圧縮記帳積立金の取崩					△4	4	−		−
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	−	−	−	−	△4	589	584	△0	583
当期末残高	8,062	2,015	5,826	7,842	15	6,671	6,687	△4	22,588

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	471	471	22,476
当期変動額			
剰余金の配当			△325
当期純利益			909
圧縮記帳積立金の取崩			−
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	79	79	79
当期変動額合計	79	79	663
当期末残高	550	550	23,139

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法によっており、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
棚卸資産	通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。 製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング事業の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しています。

災害損失引当金　　災害による原状回復費用等について、当事業年度末における見積り額を計上しています。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、次の５ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスを顧客に移転し、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

①特殊鋼線関連事業

ＰＣ関連製品、ばね・特殊線関連製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

②鋼索関連事業

ワイヤロープ製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

③エンジニアリング事業

架設・緊張用部材及び機器、線材三次加工製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、顧客の検収時点が下記の4つの要件を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

(1) 請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
(2) 当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていること
(3) 当該製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
(4) 当該製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

通常、履行義務の充足から概ね３ケ月程度で回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5．ヘッジ会計の処理　　原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。

6．退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(会計上の見積りに関する注記)
当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

(貸借対照表に関する注記)
1．有形固定資産の減価償却累計額　36,037百万円
2．関係会社に対する金銭債権債務
　短期金銭債権　1,561百万円
　短期金銭債務　167百万円
3．保証債務　関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。
　神鋼鋼線（広州）販売有限公司　5百万円

(損益計算書に関する注記)
1．関係会社取引高
　売上高　233百万円
　仕入高　2,161百万円
　その他の営業取引高　955百万円
　営業取引以外の取引高　115百万円

2．受取保険金
2024年４月16日に発生いたしましたロープ製造所（尾上地区）におけるひょう被害による損害に係る保険金を2025年12月１日に受け取っております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
　当事業年度末における自己株式の種類及び株式数　普通株式　3,330株

(税効果会計に関する注記)
　繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び賞与引当金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
　子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名　称	議決権等の所有(被所有)割　合	関　連　内　容		取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
			役員等の兼務等	事業上の関係				
子会社	神鋼鋼線ステンレス㈱	100%	出向　2名 兼任　2名	当社線材製品の加工委託先。 当社が貸付を行っている。 当社が設備等を賃貸している。	資金の貸付 受取利息 (注1)	ー 11	短期貸付金	970

(注1)　貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は3ヶ月としています。
(注2)　資金の貸付および回収の取引金額は、前事業年度末から当事業年度末までの純増減額を記載しております。

(収益認識に関する注記)
　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
　(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)
1．1株当たり純資産額　3,915円56銭
2．1株当たり当期純利益　153円87銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月８日

神鋼鋼線工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桃　原　一　也
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　塚　本　　健

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神鋼鋼線工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年５月８日

神鋼鋼線工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桃　原　一　也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚　本　　健

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

当監査役会は、会計監査人の監査報告書を受領した後の2026年５月11日に開催された取締役会において、親会社である株式会社神戸製鋼所を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約の締結が決議されたことを確認いたしました。本件は当社の経営体制および将来の財政状態に重大な影響を及ぼす重要な後発事象でありますが、当事象は会計監査人の監査報告後に発生したものであるため、独立監査人の監査報告書には記述されておりません。

2026年５月11日

神鋼鋼線工業株式会社　監査役会

監査役(常勤)　石　川　敬　士　㊞

監査役(常勤)　西　川　幸　広　㊞

監査役　田　中　和　幸　㊞

監査役　土　居　正　明　㊞

(注) 監査役田中和幸及び監査役土居正明の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上